

平成29年9月5日（火）10時00分～

交通政策審議会海事分科会船員部会 海上旅客運送業最低賃金専門部会議事録

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、若干定刻前でございますけれども、皆様おそろいになりましたので、ただいまより交通政策審議会海事分科会船員部会海上旅客運送業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の鈴木でございます。どうぞよろしく願いいたします。部会長が選任されるまでの間、議事を進めさせていただきます。

初めに、本専門部会の設置経緯につきましてご報告申し上げます。本専門部会でございますが、本年7月14日付諮問第284号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」によりまして、海上旅客運送業最低賃金の改正に関する諮問を受けまして、当該事項の調査・審議を行うために設置されたものでございます。

これに伴いまして、船員部会運営規則第12条第5項の規定に基づき、船員部会長より本専門部会の委員6名の指名がございました。本専門部会委員の名簿は、お手元の資料の2枚目のとおりでございます。

それでは、本日ご出席いただいております委員の皆様方をご紹介します。

公益を代表する委員として、庄司委員でございます。

【庄司委員】 よろしく願いします。

【鈴木労働環境対策室長】 野川委員でございます。

【野川委員】 野川でございます。よろしく願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 関係船員を代表する委員として、平岡委員でございます。

【平岡委員】 平岡でございます。

【鈴木労働環境対策室長】 浦委員でございます。

【浦委員】 浦といたします。よろしく願いします。

【鈴木労働環境対策室長】 関係使用者を代表する委員として、江口委員でございます。

【江口委員】 江口でございます。よろしく願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 なお、関係使用者の黒瀬委員におかれましては、本日、所用のため、ご欠席となっております。

続きまして、海事局内航課及び事務局の船員政策課からの出席者をご紹介させていただきます。

まず、海事局内航課課長補佐の小森でございます。

【小森内航課課長補佐】 小森でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 船員政策課課長補佐の鹿渡でございます。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 鹿渡です。よろしくお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 専門官の長岡でございます。

【長岡船員政策課専門官】 長岡です。よろしくお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 本日の出席者につきましては、以上でございます。

本日は、委員6名中5名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続いて、配布資料の確認をさせていただきます。資料の番号は、右上に記載してございます。また、それぞれの資料の下には、通し番号でページを付けております。

まず、資料1といたしまして「交通政策審議会への諮問について」が1枚、資料2として「海上旅客運送業最低賃金」の公示が1枚、資料3として、横置き資料でございますが「国内旅客輸送業の概要」、これが表紙を含めまして5枚ございます。3ページから7ページまででございます。資料4として「最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数」というタイトルの紙が1枚、資料5といたしまして「海上旅客運送業船員賃金実態調査」が1枚、資料6といたしまして「海上旅客運送業の最低賃金の改正状況」が1枚、資料7といたしまして「海上旅客運送業に係る労使間協定賃金」、これが横置きのものでございますが3枚、ページ数で言うと11ページから13ページでございます。最後に、資料8といたしまして「最低賃金の改正に係る参考資料」として、表紙を含めて9枚、通しページで14ページから22ページまでの資料がございます。

資料は以上でございますが、皆様、資料は行き届いておりますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

まず、議題1「専門部会長の選任について」でございますが、船員部会運営規則第12条第6項によりまして、本専門部会に属する交通政策審議会委員及び公益を代表する臨時委員のうちから選任することとされております。いかが取り計らいいたしましょうか。

平岡委員、よろしく申し上げます。

【平岡委員】 野川委員にお願いしたいと思います。

【鈴木労働環境対策室長】 ただいま野川委員を専門部会長にとのご推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、野川委員に専門部会長をお願いすることといたしまして、今後の議事の進行につきましては専門部会長にお願いしたいと存じます。

それでは、野川専門部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 ただいま専門部会長に選任されました野川でございます。

皆様のご協力を得ましてこの審議が円滑に進みますよう努めてまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議事を進めさせていただきます。

議題2「海上旅客運送業最低賃金を取り巻く状況について」でございますが、初めに、諮問の趣旨について、事務局より説明をお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 諮問の趣旨につきまして、ご説明申し上げます。

本年度、平成29年度につきましては、詳しくは後ほどご説明させていただきますけれども、春闘におけます組織船員の賃金水準や消費者物価指数の動向なども勘案いたしまして、諮問を行うことといたしました。このため、本専門部会におきましてご審議いただき、船員部会に審議結果をご報告いただけますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

よろしければ、次に移ります。

関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する官報公示の結果について、事務局より報告をお願いいたします。

【長岡船員政策課専門官】 関係船員及び関係使用者の意見聴取については、最低賃金法第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定に基づきまして、本年7月28日付の官報に公示し、意見の提出を求めたところ、8月11日の期限までに意見の提出はございませんでしたので、ご報告いたします。

以上です。

【野川部会長】       ありがとうございました。

それでは、続きまして、資料3「国内旅客輸送業の概要」について、海事局内航課からご説明をお願いいたします。

【小森内航課課長補佐】       内航課の小森でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料3をご覧ください。1ページめくっていただきまして、旅客船事業の業種別推移でございます。

グラフをご覧ください。オレンジのグラフと一番右の白枠については、うちフェリー航路数になっております。黄色と隣の白い枠と青い線と紫の線が定期航路と不定期航路の数になっております。

旅客船事業は、平成28年4月1日現在で963事業者、1,781航路が経営されております。

一般旅客定期航路事業については、28年度は少し増えておりますけれども、平成27年度までは減少傾向にございましたが、一方で旅客不定期航路事業については、事業者数・航路数とも増加傾向にございます。フェリー航路事業については、航路数の減少が見られたところでございました。

次のページをご覧ください。旅客輸送実績でございます。

こちらもグラフをご覧いただくとでこぼこしておりますが、平成27年度の輸送実績は、輸送人員で8,794万人、対前年比1.9%増、輸送人キロで31億3,845万人キロ、対前年比5.1%増となったところでございます。

次のページをご覧ください。自動車航送旅客船事業の業種別推移でございます。

平成27年度の自動車航送実績は、台数でトラックが3,728千台、対前年度比3.3%減、乗用車・その他が7,326千台、対前年度比2.2%減となり、台キロではトラックが893百万台キロ、対前年度比0.9%減、乗用車・その他では618百万台キロ、対前年度比2.3%増となったところでございます。

7ページでございますが、旅客航路事業の収支状況推移でございます。

一般定期航路事業、特定旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業と経営実態調査で報告のあった航路の航路損益を計算したものでございます。旅客船事業全体の経営状況としては、営業収入は約32億円減少しております。営業損益及び経常損益については、ともに3年連続で黒字で、経常収支率は105.2%となったところでございます。

航路数は、先ほど申し上げたとおり、調査の報告のあった航路になりますので、でこぼ

こしているところがございます。

簡単でございますが、以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、質問等ございますか。

よろしいでしょうか。特にないようございましたら、内航課課長補佐は所用により退席をされます。ありがとうございました。

【小森内航課課長補佐】 失礼いたしました。

【野川部会長】 それでは、次に移りたいと存じます。

資料4から資料8までについて、事務局からご説明をお願いいたします。

【長岡船員政策課専門官】 船員政策課の長岡よりご説明させていただきます。

資料4、下のページで8ページをご覧いただきたいと思います。海上旅客運送業のうち、国土交通大臣が決定します最低賃金適用対象事業者数、また、船舶数及び船員数の平成29年4月1日現在のデータになります。各運輸局ごとにまとめたデータでございます。

一番下の計をごらんいただければと思います。平成29年4月1日現在と前年を比較して見ていきますと、事業者数が77、対前年で1事業者減ってございます。船舶数でいきますと131、2隻増えている状況です。船員数につきましては3,808、18人減ってございます。また、一番右でございますけれども、組織船員数ということで、船員数の内数になります。3,672人で43人減っている状況にあります。ちなみに組織率というものでいきますと、96.4%になってございます。

次のページ、資料5をごらんください。海上旅客運送業船員賃金実態調査になります。

この調査は、最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗り組む船員に対しまして、平成29年5月に支給された賃金の実態についての調査になります。調査で回収をいたしました10隻、職員でいきますと53人、部員で34人について集計したものになります。

上の表が職員になります。賃金が最も高かった者ということで、年齢42歳、賃金の計としまして70万7,500円となっております。賃金が最も低かった者、こちらが62歳の方で24万4,000円、最低賃金と比較しますと950円高い形となっております。平均で見ますと46.1歳、賃金計でいきますと40万4,210円という形となっております。

下の部員に移らせていただきます。賃金が最も高かった者、60歳の方で41万4,00

0円となります。賃金が最も低かった者、39歳の方で18万7,880円、最低賃金と比較しますと6,280円高い形になります。平均で見ますと47歳で、賃金額が26万7,405円になります。

次のページをご覧ください。資料6でございます。海上旅客運送業の最低賃金の改正状況、これまでの改正状況になります。

この最低賃金は、昭和49年に制定されておりました、当初は、一番左の列の「職員」と一番右の列「部員」との2区分に分かれておりました。それが、昭和55年に真ん中にあります「事務部職員」というものが追加されております。一番左は諮問を行った年度を指してございます。例えば、平成18年になりますけれども、3つバーが並んでおります。こちらは、諮問を行いましたけれども額の改定はなかった年になってございます。

一番下の平成28年というのが、昨年度改正された現行の最賃額になります。職員で見ますと、一昨年と比べ1,000円上昇しております、24万3,050円となります。事務部職員につきましては、一昨年と比べまして1,000円上昇してございまして、18万8,950円という形になります。部員を見ますと、一昨年と比較し1,000円上昇しております、18万1,600円という形になります。

ちなみに、本年度最低賃金の改正の諮問を行った理由の一つといたしまして、本年の春闘の大型カーフェリーの集団交渉におきまして、標齡給が900円アップしたというのが一つの理由になっております。

次のページ、資料7になります。横置き資料でございます。こちら調査ものとなりますけれども、こちらについては関係労使合意のもとで、19の事業者を対象に賃金実態を調査したものになります。

ここで言う賃金でございますけれども、仮に船員未経験者の方で一番若くして乗船し、1カ月間フルに乗船した場合の最低賃金の対象となる、恒常的に必ず毎月支払われる賃金を比較したものになります。この表の右から3つ目の区分、「合計」とありますけれども、この賃金の合計がこちらの合計額になります。

また、その合計額の右側「最賃額との差」という欄でございます。黄色でマークしてあるものがありますけれども、こちらが19社のうちで最も低い賃金額をお示ししてございます。こちらは職員の表になりますけれども、N社が最も低くなりまして、賃金額で見ますと24万3,399円、最賃額との差が349円高いという形でお示ししてございます。

次のページに行きまして、こちらが事務部職員の表になります。こちらは7社を比較し

でございます。最も低い賃金としましては、上の2つのA社、B社になります。賃金額の合計で19万1,810円、最賃額との差が2,860円高い状況になっております。

次のページに行きまして、こちらは部員の表になります。こちらも19社を比較したものにになります。最も低い賃金といたしましては、一番下にありますS社になります。賃金の合計が18万1,600円で、最賃額と同額となっております。

次のページに行きまして、ここからは資料8で、最低賃金の改正に係る参考資料になります。

15ページをご覧ください。海上旅客運送業最低賃金決定状況ということで、ここでは各地方運輸局長が決定する最低賃金の今現在の最低賃金額をあらわしてございます。最も額の高いところで行きますと関東と沖縄で、職員がそれぞれ24万3,050円、部員で18万1,600円、本省の最低賃金額と同額となっております。

逆に最も低いところを見ていきますと、職員ですと東北になります。職員が24万1,100円になります。部員で行きますと、最も低いところは中国と四国で行きまして、17万3,110円になっています。

次のページに移りたいと思います。16ページでございます。費目別、世帯人員別標準生計費で、平成29年4月現在のものになります。この資料は、費目別に世帯人員単位での標準的にかかる生計費を比較したものでございます。

次のページに行きまして、17ページは、消費者物価指数の10大費目を比べたものになります。平成27年の物価指数を100としまして、各年ごと、各月ごとの推移をまとめたものでございます。

一番左の欄の「総合」というところで見っていきますと、各年ごとになっておりますが、平成27年まではプラスで推移してきておりまして、28年に若干0.1ポイント減少しているところでございます。対前年比の28年を見ますと、光熱・水道料の部分で大きな減少、7.3という減少が見られてございます。平成29年4月からは、100ポイントを超える数値で推移しているのが見てとれるかと思えます。

次のページ、18ページでございます。こちらが、陸上労働者の関係の最低賃金になります。

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数で、1の表の中に「(2) 産業別最低賃金」というものがありますけれども、これが特定最低賃金になります。決定件数で233件、適用労働者数で318万5,900人、昨年に比べまして2万3,

200人増加している状況になっております。

次のページ、19ページでございます。地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額になります。

平成28年度の現行額で見ていきますと、地域別最低賃金では823円になります。対前年で25円アップしてございます。アップ率に直しますと3.13%になります。

その下の段、産業別最低賃金の合計で見たいと思います。全国の加重平均で854円になってございます。前年と比較しまして14円のアップで、アップ率に直しますと約2%になります。

次のページに移っていただきまして、20ページ、地域別最低賃金額改定の目安の推移になります。

地域別最低賃金は都道府県ごとに定められておりますが、まずは中央で目安額を示すことになっております。本年も7月27日付で目安額の答申が出されております。一番下の段、平成29年度のものが、簡単ではありますが、その答申の内容になっております。AからDランクの4つの区分に分かれておりますけれども、各都道府県の実体経済に基づきまして区分されております。

ちなみに、次のページをごらんいただきますと、その具体的な都道府県の区分がわかるかと思っております。

ページを戻っていただきまして、ここで各ランクごとに、最低賃金額であります時間額、軸は時間額で決定しているわけですが、その引き上げ額の改正の目安を出しております。まずAランクが26円、Bランクが25円、Cランクが24円、Dランクが22円で、このアップ額を加重平均いたしますと25円になります。アップ率でいきますと3%になります。

次の21ページでございます。こちらは地域別最低賃金額の一覧で、右側の28年度最低賃金額、現行の額を見ていきますと、最も高いところは東京で932円。逆に最も低い最賃額でいきますと宮崎と沖縄の2県になりまして、714円になります。最低賃金額の最も高いところと最も低いところの差は218円になっております。

次のページ、22ページ、こちらで最後になりますが、給与勧告の実施状況等ということで、人事院勧告の状況をあらわしてございます。平成26年から4年連続でベアがございました。今年度は8月4日にごさいまして、ベア率は0.15%の上昇でございました。

簡単ではございますが、資料の説明は以上でございます。



【野川部会長】      ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

よろしければ、議題3、海上旅客運送業最低賃金の改正についての検討に入りたいと存じます。

ただいまのご説明を踏まえまして、本年度、平成29年度の最低賃金の改正について、ご意見を伺いたいと存じます。よろしく申し上げます。

平岡委員。

【平岡委員】      海員組合、平岡でございます。

まず、この海上旅客運送業最低賃金ですけれども、これはフェリー・旅客船業界におけます、業界のあるべき賃金水準であり、そこで働く船員の賃金にも大きく反映されると思います。先ほど事務局から説明がありましたけれども、本組合と関係各者との本年度の労働協約改定交渉において、一定の賃金水準の改善が図られております。また、同じく陸上諸産業においても、一定の改善がなされているということでございます。そのような中、陸上におけます最低賃金は3%引き上げ、全国平均で25円引き上げで決着しているということでございます。

このような状況を踏まえますと、今年についても、旅客船におけます最低賃金を改善する必要があると思っております。また、陸上諸産業は、これまでずっと最低賃金の改善を行ってきているという経緯があります。旅客最賃も、ここ数年改善は行っておりますけれども、陸上の最低賃金は昨年よりもアップしていることや、ここ最近、この業界においても船員不足の問題が表面化してきていることなどを勘案すれば、今年度についても、昨年以上の最低賃金の引き上げが必要であろうかと思っております。

【野川部会長】      船員側から、ただいまのようなご意見がございました。船主側いかがでしょうか。

江口委員。

【江口委員】      まずは資料についてちょっとお話しをさせていただきたいと思えます。

7ページ、営業収入が黒字、経常損益も黒字、収支率が105.2%と、一般旅客定期航路事業に関しましてはそのような報告がなされておりますけれども、私ども旅客船業界でアンケート調査を行いました。去年も発表したとは思いますが、29年度一般旅客定期航路事業の経営状況等実態調査の集計をいたしましたところ、アンケートの対象は正協会員

として346社、実施期間が平成29年の4月でございまして、回答数は215社、回収率62%でございました。その中で、黒字会社の比率は前年調査と同様46%でして、赤字会社が54%に上るところから、こういう経常収支率等々がどんなものなのかという気がいたします。そういう赤字会社もたくさんあるんだということも踏まえながら、今回の最賃の決定に臨みたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 船員側からは、昨年以上の最低賃金の増額をお願いしたいということでしたが、船主側は、この最賃の決定そのものについてはいかがでしょうか。

【江口委員】 春闘を行いまして、ベースアップがあったということは事実でございます。ここでもまれるのは、大型カーフェリーの900円というところからもまれるんでしょうけれども、ほかの業者、多数ありまして、0円から200円というところが主な数字でございました。ですから、900円を一番高いところといたしまして、そこでの話し合いではないかという気がしております。

【野川部会長】 浦委員。

【浦委員】 今、江口委員から、中央での決定が900円を頭にとという話がございましたが、まさにフェリー旅客船業界もほかの業界とたがわず、後継者の確保、育成という厳しい問題に直面していると感じております。過去におきましては、フェリー旅客船業界はかなり人気の業種で、リクルート活動をしなくてもそこそこ後継者が集まってくる状況があったと認識しておりますが、しかしながら、昨今はかなりリクルート活動をしても集まらない状況だと思っております。そういう状況の中において、陸上の最賃が25円上がったというところで、これを月額に直しますとおそらく5,000円以上のものになるだろう状況の中で、さらにここで陸上との差が生まれるのはいかがなものかなと考えております。中央での900円という決定を尊重しないわけではございませんけれども、ただし、陸上との差をできるだけ今後埋めなければならないという状況の考え方に基づいて、もうちょっと踏み込んだ考え方でご検討いただければと思います。

以上です。

【野川部会長】 ほかによろしいですか。

平岡委員。

【平岡委員】 江口委員から、大型カーフェリーの今年の妥結が900円だから、その辺の攻防じゃないでしょうかというようなことですが、我々としては、そういうことは一

切考えておらず、あくまでもそれは指標であって、考え方とすれば、先ほどから経営状況とかその辺のお話をされていますけれども、昨年とどのように違うのかということを考えますと、昨年以上、もしくは昨年が一つの水準になるのではないかと。いずれにしても、900円ということは考えておりませんので、その辺のところは昨年以上の考え方をもってしっかり臨んでいただければと思っております。

【野川部会長】 江口委員、なお何かございますか。

【江口委員】 別段ございません。

【野川部会長】 今お話を伺いますと、少なくともオール・オア・ナッシングの話ではない。最低賃金を上げなければならない点につきましては、特に両者とも異存はないと存じますので、あとは今出ましたお話ですと、900円というものを一つの上限として考えるのか、あるいは目安といいますか、指標ですね、それを基準として、その上下としてどう考えるのかといったことの違いはありますが、基本的には額の問題として検討すべきであるということだろうと思います。それぞれこうした状況を踏まえまして、双方の意見について歩み寄りを進めてまいりたいと存じますので、この場を一旦クローズしまして、労使委員の間で率直なお話をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 それでは、場所を別途用意しておりますので、そちらでお話し合いをしていただいて、その結論をここにまた持ってきていただきたいと存じます。あまり時間はとれませんので、20分程度を目安にお願いいたします。それでは、よろしく願いいたします。

(中断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。それでは、話し合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

平岡委員。

【平岡委員】 お時間をいただきまして、労使間でどのくらいの水準なのか、その辺のところも腹を割って話したわけでございますけれども、なかなか使用者側のほうもその辺についてははっきりしたものが見えてこないということと、あと、どうしても水準、これが当方の考え方と使用者側の考え方に大きな隔たりがあるのが今の状況です。本日段階でその辺の水準を埋めることができればよかったですけれども、なかなかその辺のところ

が見出せないということで、平行線のまま終わっているということでございます。

【野川部会長】 江口委員、あれば何か。

【江口委員】 平岡委員が言われたとおりですけれども、指標の考え方からして合わないというところで、今のところ平行線でございます。

【野川部会長】 わかりました。

本日、このように会議を開きまして、労使委員の率直な話し合いもしていただきましたが、結論が得られないということでございますので、さらに話し合いを詰めていただくという形で、よい結論を得られるように努力していただきたいと思っております。

そこで、本日の専門部会では結論は得られなかったということといたしまして、再度専門部会を開催して、その場で結論を得ることにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、本日につきましては、これで予定された議事を終了いたしました。事務局よりお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、次回の専門部会の日程でございますけれども、9月21日木曜日の10時から、場所は本日と同じ、こちら2号館15階の海事局会議室を予定しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

【野川部会長】 それでは、海上旅客運送業最低賃金専門部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

— 了 —